

2023.3.07

〔別紙〕

様式1

事業報告書
(自 令和4年2月1日 至 令和5年1月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人乗松整形外科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市平和町4番27号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 6年 2月 21日

- (4) 設立登記年月日 平成 6年 3月 7日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 乗松整形外科医院	長崎県長崎市平和町4番27号	一般病床 16床 療養病床 0床 [介護保険 0床]

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年3月24日 令和3年度決算の決定

令和5年1月26日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 乗松整形外科医院
 所在地 長崎県長崎市市平和町4番27号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和5年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	20,444	I 流動負債	64,085
II 固定資産	77,933	II 固定負債	5,940
1 有形固定資産	6,539	負債合計	70,025
2 無形固定資産	272	純資産の部	
3 その他の資産	71,122	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	18,352
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	28,352
資産合計	98,377	負債・純資産合計	98,377

様式4-2

法人名 医療法人 乗松整形外科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市平和町4番27号

損 益 計 算 書
(自 令和4年2月1日 至 令和5年1月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	110,038
2 事業費用	122,372
本来業務事業損失	12,334
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	12,334
II 事業外収益	7,177
III 事業外費用	266
経常損失	5,423
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	5,423
法人税等	71
当期純損失	5,494

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 乗松整形外科医院
 所在地 長崎県長崎市平和町4番27号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和5年1月31日現在)

1. 資 産 額	98,377 千円
2. 負 債 額	70,025 千円
3. 純 資 産 額	28,352 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	20,444
B 固 定 資 産	77,933
C 資 産 合 計 (A+B)	98,377
D 負 債 合 計	70,025
E 純 資 産 (C-D)	28,352

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 乗松整形外科医院

理事長 乗松 敏晴 殿

私は、医療法人 乗松整形外科医院の令和4会計年度（令和4年2月1日から令和5年1月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年3月23日

医療法人 乗松整形外科医院

監事 宇土 英明